

提出された意見等の概要及び対応

- 1 案件名:障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例(仮称) 要綱 (案)
- 2 意見募集期間:平成30年2月23日(金)～平成30年3月8日(木)
- 3 意見等の提出件数: 26件(5団体)
- 4 対応:①意見を反映:7件、②既に盛り込み済:4件、③今後の取組の参考:6件、④他の施策で対応:4件、⑤その他:5件

(公益財団法人) 兵庫県身体障害者福祉協会

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
1	その他	<p>条例施行後不備な点が生じた際は改めるようにしてほしい。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>社会情勢の変化に応じ、不備な点が生じれば、適切に見直しを行ってまいります。</p>
2		<p>個人情報保護法のために、身体障害者相談員による活動において意思の疎通が図れない、情報の取得もできない状況にある。</p> <p>相談員には守秘義務が課せられているにもかかわらず活動することができない。</p> <p>地域住民から障害者であると聞いて、相談員が困ったことがないかなど相談のため訪問すると、「(障害者であることを)どこから聞いてきたのか」と言われる。個人情報保護が行き過ぎているところがある。</p> <p>守秘義務を課せられているのだから、相談員に情報開示してもらえれば訪問し支援できるようになる。</p> <p>国に求めているが個人情報保護が最優先であるとして、柔軟な対応が進まない。</p> <p>このため条例において、国に先んじて全国に先駆けた取組の推進をお願いする。</p>	<p>【他の施策で対応】</p> <p>個人情報保護法や本県の個人情報保護条例では、個人情報を本人から取得しなければならない原則や個人情報の訂正請求権など、個人情報の適正な取り扱いを求めており、障害者等の意思疎通等の手段の確保は、本人から正確な個人情報を取得するための前提条件となるものです。</p> <p>ご指摘の点については、課題と認識しておりますが、個人情報保護法の運用にかかる問題であるので、別途検討することが適切と考えます。</p>

提出された意見等の概要及び対応

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
3		<p>県のユニバーサル条例と、当該条例の速やかな可決成立を望む。障害者も社会を構成する一員であり、甘えるのではなく社会に貢献していけるようにならなければいけない。</p> <p>今後も障害者の社会参加を進められるようお願いする。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例については、本条例と合わせ、開会中の2月定例会での議決を目指しています。</p> <p>県議会では、障害者等の自立や社会参画の促進に向けて、今後も、積極的に議論を行ってまいります。</p>

提出された意見等の概要及び対応

(社会福祉法人) 兵庫県視覚障害者福祉協会

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
4	その他	<p>協会理事ともども条例が制定されることを大変喜んでいる。</p> <p>視覚障害者の場合、鉄道事故等が多発しており災害事故等の対応は喫緊の課題である。</p> <p>全盲の場合は古来より一生懸命訓練して一人で歩くことを念頭に行動している。近年、交通の発達に伴い、歩くことそのものが危険な状態となり行動が制約されている状況にある。</p> <p>安全に一人で出歩くことが難しい現状にある中、基本理念を定めた条例が制定されることは非常にありがたい。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>第5条において、公共の交通機関の施設等の設置者について、事業者の一つとして明示しました。</p> <p>本条例に加え既存の福祉のまちづくり条例により、視覚障害者の安全で安心な暮らしの実現に向けて取組を進めてまいります。</p>
5		<p>要綱案そのものに対する意見はない。</p> <p>ただ、第8以降に施策についての理念が書かれているが、これをどのように具体化していこうと議会で考えているのか、当協会の意向との齟齬がないか確認したい。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>具体的な施策は、関係団体等の意見を聴きながら、第7条の計画の中で別途検討を進めてまいります。</p>
6	8 県の情報発信における配慮	<p>行政、議会ともさまざまに点字化を進めていただいているが、(2)のうち例えば講演会でプロジェクターを使用する例が増えている。視覚障害者の講演会でもプロジェクターを使用する講師がいる。これが当たり前になっているが、視覚障害者にはプロジェクターが見えないために内容がわからない。これに配慮いただければさらに良くなると思う。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>プロジェクターの使用時における配慮についていただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

提出された意見等の概要及び対応

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
7	9 災害その他非常の事態における情報伝達	<p>視覚障害者は声を発する人が少ない。災害時等は特に自分が困っていることを発することができない人が多い。</p> <p>その中で適切に判断できる情報をどのようにすれば得られるか、協会自身も課題に取り組んでいかねばならない。</p> <p>今後様々な課題が地域の中で生じると思われるが、その時に視覚障害者が孤立しないよう、どのような手立てが講じられるか、議会でもお考えいただきたい。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>災害時に障害者が適切に判断できる情報の提供については、第9条に市町、その他関係機関と連携し、障害者等の家族及び支援者の協力を得つつ、多様な手段により情報発信していくことを規定しており、今後、具体的な取組について働き掛けてまいります。</p> <p>視覚障害者協会においても、支援者の一として県や市町と一緒に的確な情報提供に協力いただくようお願いいたします。</p>
8	10 情報通信技術の活用	<p>OCR を使って文字化することが極めて高い精度でできるようになってきた。</p> <p>一方で点字化には多大な時間を要している。</p> <p>PC を使えば点字プリンターで点字化することもできるようになっているが、点字プリンターを置いてあるところが非常に少ない。このため早く情報がほしい時に中々対応できない。</p> <p>点字図書館でも要望を受けてから点字化、音声化するまで1年近くかかっている。</p> <p>国県は行政情報の点字化が進んでいるが、市町は進んでいない。視覚障害者対応の市町の図書館も少ない。よって地域での情報が得られる手段の確保を進めてほしい。</p>	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>点字プリンターなど情報通信技術の活用に関する具体の取組についていただいたご意見は、第7条の計画などに盛り込むなど、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

提出された意見等の概要及び対応

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
9	12 啓発及び学習の機会の提供	<p>「点訳」を入れていただいているが、協会でも各図書館のボランティアを対象に養成研修を行っているのが現状。点字化を身近なものとするためには、図書館職員だけでなく様々な方が対応できるように広げてほしい。</p> <p>手話については学校教育で啓発が普及しているが、点字に取り組んでいる例は少ない。小学校からの依頼を受けて出向くこともあるが、それも興味のある教員が在籍している間だけで転出すれば続かない。よって継続的に取り組まれるようなしくみを考えてほしい。</p> <p>このため協会では、協会からの講師派遣や点字図書館に来てもらっての体験学習を推進していきたいので協力願う。</p> <p>今後協会としても点字の普及に取り組んでいく。なかでも点字名刺普及のため、議員にも点字名刺をもっと持っていただけるよう協力願う。</p> <p>さらに点字が読めることも大切であり、普及啓発に取り組むための協力をお願いします。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>点字の普及啓発については非常に重要と考えることから、第12条で、県は、手話等を学習する機会を提供することとしていましたが、点字についても条文上明記し、「手話、点字等」としました。</p> <p>なお、その他の具体の取組についていただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

提出された意見等の概要及び対応

(公益社団法人) 兵庫県聴覚障害者協会

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
10	前文	聴覚障害者の意思疎通の手段としては手話や筆談などがある。今の時点では自らの意思で選択できるかどうか、制度面を含めて伝達手段は十分保障できていないと考えることから、聴覚障害者の情報アクセスコミュニケーション支援は非常に大切と考える。	<p>【既に盛り込み済】</p> <p>ご意見のとおり、障害者等が自ら情報を取捨選択し、自らの意思で行動できることが、自立や社会参画に向けて不可欠な要素であると認識しており、条例前文等にその旨記載しております。</p>
11	7 計画の策定	障害者等からの意見を聴く、という文言について、意見を聴くだけでなく、きちんと反映できるよう検討いただきたい。	<p>【今後の取組の参考】</p> <p>「意見を聴く」という表現は、最大限意見を反映させることを前提とした法令用語であり、他条例での同様の規定と整合を図り、原案どおりとしますが、ご意見の趣旨は十分認識しており、今後の計画策定において留意してまいります。</p>
12	9 災害その他非常時の事態における情報伝達	東日本大震災では、聴覚・視覚障害者の死亡率は一般の方の3倍であった。特に宮城県女川町においては死亡率が5倍であった。それはなぜかという、情報がきちんと保障されておらず避難できなかったためである。	<p>【その他】</p> <p>ご意見の趣旨を踏まえ、災害その他非常時の事態における情報伝達に関する具体の取組を推進してまいります。</p>
13	1 定義 2 基本理念 10 情報通信技術の活用 11 人材養成	障害者権利条約において定義されているとおり、手話を含む言語、点字などわかりやすい言葉や、拡大文字などの意思伝達、また、手話や要約筆記など通訳者の人的支援について、情報支援の技術を使用して保障、代替的な手段としてそういった支援がある。これらの意志伝達にかかる人的支援や代替的手段も選択されるべき。	<p>【既に盛り込み済】</p> <p>条例第1条2号の手段はあくまでも例示であり、手話通訳者などの人的支援、情報通信技術を活用した代替的手段についても、選択する機会が確保されるべき意思疎通等の手段に含まれます。</p>

提出された意見等の概要及び対応

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
14	12 啓発及び学習の機会の提供	<p>今回の条例案については、既に身につけているコミュニケーションの方法が前提条件になっている。手話そのものについて、習得する期間がなければ使えないものである。現在、聴覚障害児や聴覚障害者が手話を習得する期間や環境が十分保障されていない。また、本人だけではなく、家族や身近な方々に手話に関する十分な情報提供、手話の習得や意思疎通ができるための施策が必要と考える。</p> <p>聴覚障害児が生まれたとき、現在ほとんど病院では人工内耳の手術についての説明のみである。</p> <p>普通の小中学校に入る障害児が多いなか、本当に情報が保障された環境の中で、勉強ができていいのかといえばそうではない。残念ながら理解できないまま、親の悲しい顔を見たくないということで、がまんして理解できないまま育てている現状がある。そういった調査も行った。</p> <p>大学または社会人になってから、初めて手話を学んで、初めて情報が大事であることが分かった。人とのコミュニケーションができた、喜びが大きい、と言っている方もいる。ただもっと早くから、聴覚に障害があるということが分かったときから、情報提供をなぜしないのか、親に対して恨みを持ってもしかたないということもある。そういった声もたくさんある。</p> <p>手話の習得について、非常に大事なことを考えているので、ぜひ皆さんにも考えていただきたい。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>第 12 条で、県は、基本理念に対する県民の理解を深めるため、手話等を学習する機会を提供することとしていましたが、障害者等本人や家族、支援者その他の県民に対して、手話等を学習する機会の提供や環境整備を行うことを明記し、第 2 項として規定を独立させました。</p>

提出された意見等の概要及び対応

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
15	その他	<p>当法人は、以前から環境整備を含めて、手話を言語として習得し、自由に手話ができる環境を県民全体で確立していくことを目標に、県の手話言語条例の制定を求めている。</p> <p>手話は、ボランティアや福祉の分野、また、聴覚障害者だけの問題ではない。言語レベルの見方や考え方に手話を使う聴覚障害者やすべての県民を対象として、今回の条例案を補う、関連をしながら手話言語条例を作るべきと考えている。</p> <p>条例が広がると国の法律を作る動きにもつながる。例えば、1992年に兵庫や大阪で、日本で初めて福祉のまちづくり条例が作られた。これは他府県に大きな影響を与え、これをきっかけにバリアフリーの考え方が浸透していき、1994年にハードビル法や2000年にバリアフリー法が作られた。そのような影響もあった。他にも障害者差別禁止条例も同様であったと考える。</p> <p>そのような意味で手話言語条例を作ることは、国が手話言語法を制定させることにつながると考える。情報コミュニケーション法もつながっていくと考える。当法人としては、二つの条例を作ることは大事と考える。</p>	<p>【その他】</p> <p>この条例は、聴覚障害者を含む障害者をはじめ生活において意思疎通等に相当の制限を受ける状態にある者を広く対象とし、多様な意思疎通等の手段の確保に関する取組促進を目的としたものであり、手話言語条例とは趣旨を異にしております。</p>

提出された意見等の概要及び対応

(公益社団法人) 兵庫県精神福祉家族会連合会

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
16	その他	<p>精神障害は、見た目では障害が全く見えない点で身体障害と大きく違いがある。知的障害との合併症も多い。実態としてだんだん人数も増えている状況。</p> <p>ある日突然発症する場合があります、発症した場合にどう対応すればよいか、どこに助けを求めればよいか全く情報がない。</p> <p>兵庫県内の精神科病院には1万1千人を超える人が入院しているが、退院促進しても街で受け入れ体制がなかなかできていない。どこで生活したら良いかわからず、大半が生活保護を受けている。</p> <p>水面下で引きこもりが急激に増加しており、どう救うかが課題。医療に繋がればよいが、薬を処方されると、就労したい場合に薬の影響により面接で思うように会話ができない、就労しても大半が定着できず、苦しんでいる状況である。</p> <p>現実問題として、障害者も年を重ねる。県内の障害者の約20%が65歳以上の高齢者であり、14.2%が独居老人である。引きこもって孤独死する人も多い。そのような障害者に対する見守り体制ができていない。</p>	<p>【他の施策で対応】</p> <p>精神障害を発症した場合の対応に関する情報提供、精神科病院退院後の地域での受け入れ体制の整備、引きこもりの人に対する見守り体制の整備等については、意思疎通等の手段の確保を主眼とする本条例ではなく、別途検討することが適切と考えます。</p>

提出された意見等の概要及び対応

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
17	その他	<p>個人情報保護法が大きな壁となっており、誰がどこで生活しているか分からず、コミュニケーションが図れず、民生委員や作業所の者も助けにいくこともできない状態である。</p>	<p>【他の施策で対応】 ご指摘の点については、課題と認識しておりますが、個人情報保護法の運用にかかる問題であるので、別途検討することが適当と考えます。</p>
18		<p>今回の条例は、対話という分野では非常に良い内容だが、見えないうちの世界の中で、コミュニケーションができない人々をどう救うか、考えていただきたい。</p>	<p>【その他】 ひきこもりの問題など意思疎通の手段だけでは解決できない問題については、広くユニバーサル社会づくり全体の中で、検討していく必要があると考えます。</p>

提出された意見等の概要及び対応

(公益財団法人) 兵庫県手をつなぐ育成会

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
19	前文 1 定義	<p>条例全体をみて、「知的障害者」という文言がひとつも出てこないため、前文や定義の部分に「知的障害者」や「発達障害者」を盛り込んでいただきたい。</p> <p>特に、「障害者の定義」に関し、「障害者」でひとくくりにしてあるが、障害者といってもその状況は様々であるため、すべての県民が障害者について正しく理解できるようにするためにも、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病患者等というように具体的に表現してほしい。</p>	<p>【既に盛り込み済】</p> <p>この条例は、障害者をはじめ、生活において意思疎通等に相当の制限を受ける状態にある者を広く対象としており、知的障害者や発達障害者も含まれます。</p> <p>こうした方々の多様な意思疎通等の手段の確保に関する取組促進を目的としており、個々の障害種別の具体的な列挙はしておりません。</p>
20	1 定義	<p>「知的障害者の障害特性やニーズを踏まえた意思疎通手段」が少ない。</p> <p>知的障害者は相手とコミュニケーションをとることが大変難しく、それだけに意思疎通面において特別の配慮が必要となる。</p> <p>このため、「意思疎通等の手段」には、知的障害者の障害特性やニーズを踏まえ、「わかりやすい情報伝達」、「写真」、「絵」、「記号」、「タブレット端末やスマホ」など、意思疎通を支援するためのきめ細かな手段・方法を盛り込んでほしい。</p>	<p>【既に盛り込み済】</p> <p>定義規定では、具体的な意思疎通等の手段を例示として列挙しており、ご意見のあった「わかりやすい情報伝達」などについては「その他の意思疎通等を図る際に活用される手段」に含まれます。</p>
21		<p>定義「意思疎通等の手段」として、「重度障害者用意思伝達装置」とあるが、注書きをするなどすべての県民にわかるようにしてもらいたい。</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見を踏まえ、条例制定後、条例の内容を広報していく際に、県民に分かりやすいよう工夫してまいります。</p>

提出された意見等の概要及び対応

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
22	2 基本理念	<p>「意思疎通手段の確保」、「相互の個性と人格の違いの理解、尊重」が謳われているが、技術的な手段や方法を確保整備する前に何よりも障害者等を理解する姿勢が大切である。</p> <p>このため、「障害者等の理解と尊重」については、是非基本理念のトップに位置づけてほしい。</p>	<p>【その他】</p> <p>ご意見の趣旨は十分理解しますが、「障害者等の生活における多様な意思疎通等の手段確保と選択機会の確保」を本条例の主眼としており、条例の構成上、この主目的から記述していますのでご理解下さい。</p>
23	5 事業者の責務	<p>事業者を「商業その他の事業を行う者」とされているが、この表現だと一部の事業者に限定されるニュアンスがあるので、ユニバーサル社会づくりにふさわしく、全事業者を網羅した表現にしてほしい。</p> <p>県、市町、県民の責務・役割は明記されているが、学校、福祉・医療機関、各種団体、その他行政機関等は条例対象となっていないように思われるので、その正確な表現と併せ、是非条例の対象としてほしい。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>ご意見を踏まえ、条例の対象となる事業者について、「社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、公共の交通機関の施設その他の公益的施設を設置して行う事業その他の事業を営む者」と明示しました。</p>
24	8 県の情報発信における配慮	<p>知的障害者が県情報を円滑かつ正確に取得できるよう、知的障害者に配慮した、「わかりやすい文書」、「専門用語や外来語を使わない」、「抽象的でなく具体的に表現する」、「内容を表す絵・記号・写真の使用」、「文字の大きさは12ポイント以上(ルビ付き)とする」ことなど、より具体的な手段・方法を盛り込んでほしい。</p>	<p>【意見を反映】</p> <p>文字による情報について、障害者等に配慮する措置の例示として「平易な表現」を追加しました。</p> <p>その他の具体的な手段・方法に関するご意見は、計画で具体的に盛り込むなど今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

提出された意見等の概要及び対応

番号	項目名	意見等の概要	意見等への対応
25	11 人材養成	知的障害者の障害特性やニーズを踏まえた意思疎通が正確かつ迅速に行われるよう、手話通訳・点訳等の人材養成に加え、「各種サービスに係る相談支援事業所や施設関係職員等の量的確保と資質向上」を盛り込んでほしい。	<p>【他の施策で対応】</p> <p>相談支援事業所や施設関係職員等の量的確保と資質向上については、障害福祉サービス人材の育成に係る各種事業で取組を進めています。</p>
26	条例の名称	長すぎる。条例の趣旨内容を端的に表した、すべての県民にとってわかりやすく覚えやすい名称にしてほしい。	<p>【意見を反映】</p> <p>条例の名称は、簡潔であると同時に、その内容をできるだけ正確に表現するという要請を満たすものでなければならぬことから、原案どおりとしますが、県民に分かりやすい愛称を付けたいと考えます。</p>